

令和3年 10月の 町内会だより

<http://kishine.net/>



岸根町町内会

2021年10月10日



pixta.jp - 19094315

緊急事態宣言はようやく解除されました。

感染者数も激減し長かったトンネルの出口が見えるようになりましたが、まだまだ油断は禁物です。

第6波に対しての有効な対応策を行政サイドに求めるところですが、われわれ町民一人ひとりができること（基本的な感染予防策の徹底）を着実に実施することも求められています。

町内会の活動も、12月までは縮小しながら取り進めることにしています。

皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

1. 11月の組長会について（11/14（日）に開催）

- ・ 分散し縮小開催とします。概ね時刻はつぎの通りです。

7ブロック～9ブロック	18:00～18:10
4ブロック～6ブロック	18:10～18:20
1ブロック～3ブロック	18:20～18:30

2. 今月の回覧物

- ① 赤い羽根共同募金のお願い
- ② 消防団員募集のチラシ
- ③ 港北青指（第46号）
- ④ 第2回キャンドルナイト作品募集のチラシ
- ⑤ 第18回竹灯籠まつりのチラシ（小机城址市民の森）
- ⑥ 城郷小机地区センターだより 10月号
- ⑦ 城郷だより 第171号
- ⑧ 城郷小「学校だより」 10月号
- ⑨ 篠原西小「学校だより」 10月号
- ⑩ 城郷中「学校だより」 10月号
- ⑪ 浜身連福祉事業パンフレット

3. 町内会からの連絡・報告事項

3. 1 10月の行事等（岸根町うえぶのイベントカレンダーも参照ください。）

- ／ 2（土） 杉山神社ご祭礼（縮小開催） 10:00～ 杉山神社
- ／ 6（水） 町内会理事会 19:30～ 岸根クラブ
- ／ 9（土） 回覧物仕分け 18:00～ 岸根クラブ

- ／10（日） 防犯パトロール 18：00～
- ／10（日） 組長会（分散・縮小開催） 18：00～ 岸根クラブ
- ／13（水） 自主防災マニュアル勉強会 19：00～ 岸根クラブ

3. 2 11月の行事予定等（岸根町うえぶのイベントカレンダーも参照ください。）

- ／10（水） 町内会理事会 19：30～ 岸根クラブ
- ／13（土） 回覧物仕分け 18：00～ 岸根クラブ
- ／14（日） 防犯パトロール 18：00～
- ／14（日） 組長会（分散・縮小開催） 18：00～ 岸根クラブ
- ／17（水） 自主防災マニュアル勉強会 19：00～ 岸根クラブ

3. 3 理事会概要報告（10／6開催）

◆港北区連関係事項

（1）令和3年度共同募金運動における戸別募金の実施・協力について

- ①赤い羽根共同募金 10／1から 岸根町町内会では、例年通り会費から拠出する。
- ②年末助け合い募金 11月に各戸に依頼し、12月に集計する。

（2）新型コロナウイルスワクチンの接種について

「個別接種」の予約枠が、8月に比べ約1.5倍に増加していますので予約が取りやすくなっています。身近な医療機関にお尋ねください。

（3）港北警察署の「犯罪発生状況」によると、岸根町では「窃盗犯」が増加しています。

戸締りの徹底はもとより、施錠方法の改良、隣近所への目配り、不審者の警察への通報等をお願いします。（港北警察署の電話番号：045-546-0110）

◆城郷地区関係事項

（1）11／7（日）「歩け歩け大会（ミカン狩り）」（主催：城郷地区スポーツ推進委員）が開催されます。希望者は、「岸根町うえぶ」を確認し、申込みをお願いします。

◆岸根町町内会の関係事項

（1）会計担当より、9月度の会計収支について報告があり承認された。

（2）岸根杉山神社ご祭礼の振返りを行った。（文化部長）

・ご祭礼は、町内4団体（町内会 奉賛会 むつみ会 ゆうゆう会）による実行委員会を構成して執り行われているが、町内会としての振返りを行った。

・縮小開催としたことも有り、参拝者は昨年よりも若干減少した。

（3）10／13（水）19：00から 岸根クラブにて第4回自主防災マニュアル勉強会を開催するので、参集願います。（自主防災担当）

・11月の第5回勉強会は、11／17（水）19：00から、岸根クラブで開催するので、関心がある方はご参集ください。（事前の連絡は、090-6184-5812 浜田まで）

- (4) 総務部長から、「令和2年度で退任された役員への記念品の贈呈について」提案があり、了承された。
- (5) 三田会長から、「山王宮跡地」に対する町内会としての対応について、意見等を求める提案があり、「町内会としては、利用は難しく特別な意思表示はしない」との結論に至った。これは、先月の理事会に諮られた事案であるが、現状把握や検討する猶予等が必要とされ、結論を1ヶ月延ばしたものの。
- (6) 10/31(日)衆議院選挙が有ります。
- ・岸根高校の投票所の運営を町内会が担当しますので、理事会の皆さんのご協力をお願いします。
 - ・有権者の皆様には、選挙権の行使をお願いします。

以上